

## 社会福祉法人藤沢育成会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤沢育成会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）および評議員の報酬等について必要なことを定める。

### (評議員の報酬)

第2条 評議員の報酬は、別表1により支払う。

### (理事長等の報酬)

- 第3条 理事長の報酬は、別表2による日額に勤務日数を乗じた額とする。
- 2 専務理事及び常務理事の報酬は、別表3による日額に勤務日数を乗じた額とする。
  - 3 理事の報酬は、別表4により支払う。
  - 4 理事会に出席する理事長、専務理事及び常務理事には、理事会に係る報酬は支給しない。

### (監事の報酬)

第4条 監事の報酬は、別表5により支払う。

### (評議員選任・解任委員会外部委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員会外部委員の報酬は、別表6により支払う。

### (職員による理事長等の兼職)

- 第6条 当法人職員が理事長、専務理事または常務理事を兼務する時は、第3条第1項及び第2項にある報酬は支給しない。
- 2 1にある者には、職員給与とは別に役員報酬として月額20,000円を支払う。
  - 3 当法人職員が理事を兼務する時は、第3条第3項にある報酬は支給しない。

### (その他)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けておこなう。

### 附則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表1 評議員の報酬

評議員会への出席	日額	10,000円
法人および運営する業務に出勤	日額	10,000円

別表2 理事長の報酬

法人運営のために出勤	日額	30,000円
------------	----	---------

別表3 専務理事及び常務理事の報酬

法人運営のために出勤	日額	25,000円
------------	----	---------

別表4 理事の報酬

理事会への出席	日額	10,000円
法人および運営する業務に出勤	日額	10,000円

別表5 監事の報酬

理事会への出席	日額	10,000円
評議員選任・解任委員会への出席	日額	10,000円
監査の実施	日額	20,000円
法人の調査	日額	20,000円

別表6 評議員選任・解任委員会外部委員の報酬

評議員選任・解任委員会への出席	日額	10,000円
-----------------	----	---------